

○ 茨城県立医療大学毒物及び劇物管理規程

〔 平成31年4月1日 〕
〔 医療大訓第1号 〕

(趣旨)

第1条 この規程は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）その他の関係法令に定めるもののほか、茨城県立医療大学における毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の管理について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 毒物 法第2条第1項に規定する毒物をいう。
- (2) 劇物 法第2条第2項に規定する劇物をいう。
- (3) 特定毒物 法第2条第3項に規定する特定毒物をいう。
- (4) 学科等 看護学科，理学療法学科，作業療法学科，放射線技術科学科，人間科学センター，医科学センター，助産学専攻科及び保健医療科学研究科をいう。

(管理の総括)

第3条 学長は、茨城県立医療大学における毒劇物の管理を総括し、毒劇物の管理に関し必要な指導、助言及び啓発を行う。

(学科等の長の責務)

第4条 学科等の長は、各学科等における毒劇物の管理を総括し、学科等における毒劇物の管理体制を整備するとともに、毒劇物の盗難、紛失その他の事故を未然に防止するための措置を講じなければならない。

- 2 学科等の長は、所属の職員，その職員と研究を共にする学外研究者，学生に対し，関係法令及び取扱上の注意事項を周知徹底し，安全管理に関する意識の向上に努めなければならない。

(毒劇物管理責任者の選任)

第5条 学科等の長は、必要に応じて他の学科等の長と相互に協議のうえ、実験室，実習室その他毒劇物を保管する部屋（以下「実験室等」という。）ごとに毒劇物管理責任者（以下、「管理責任者」という。）を1名選任し、管理責任者が所属する学科等の長は、毒劇物管理責任者（変更）届（様式第1号）により学長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 学長は、前項の規定による届出があった場合には、毒劇物管理責任者名簿（様式第2号）を作成しなければならない。
- 3 前項の規定は、管理責任者の変更について準用する。

4 学科等の長は、管理責任者が出張、疾病その他の事由により一週間以上の不在が見込まれ、第8条、第9条、第10条及び第11条第3項の職務を行うことができないときには、事前にその職務の代行者を指名し、学長に届け出なければならない。

(毒劇物管理責任者の職務)

第6条 管理責任者は、実験室等において取り扱われる毒劇物による保健衛生上の危害防止等のための管理を行い、そのための必要な指導監督にあたるものとする。

2 管理責任者は、毒劇物の盗難防止のため、部外者等が容易に近づくことができない場所で施錠機能を有する保管庫に保管し、当該保管庫の鍵を管理しなければならない。

3 管理責任者は、毒劇物容器の転落による事故を未然に防止するための措置を講じなければならない。

4 管理責任者は、次条第1項から第4項に違背する行為があると認めた場合には、その行為を行った者に対し適切な措置を講ずるとともに、その行為を行った者が所属する学科等の長に報告しなければならない。

(毒劇物取扱い)

第7条 毒劇物を取り扱うことができる者（以下「取扱者」という。）は、毒劇物を職務上又は教育研究上取り扱う必要がある者であって、当該毒劇物についての安全に関する知識を有し、かつ、管理責任者から取扱いの許可を受けたものとする。

2 法第3条の2に規定する特定毒物研究者又は特定毒物使用者でなければ、特定毒物を取り扱ってはならない。

3 取扱者は、その取扱いに係る毒劇物を、その教育研究又は職務以外の用途に供してはならない。

4 取扱者は、毒劇物に係る管理責任者の指示に従わなければならない。

(毒物管理簿及び劇物管理簿)

第8条 管理責任者は、毒物管理簿（様式第3号）及び劇物管理簿（様式第4号）を保管する場所の近くに備え、年2回（9月末及び3月末）、毒劇物の使用状況及び保管状況を確認しなければならない。

2 管理責任者又は取扱者は、毒劇物の譲渡、購入、使用及び廃棄の都度、毒物管理簿又は劇物管理簿に記録をしなければならない。

(毒劇物の表示)

第9条 管理責任者は、法第12条第1項及び第3項により、毒劇物に関し次のとおり表示をしなければならない。

区分	容器及び被包	保管する場所
毒物	「医薬用外」及び赤地に白色で「毒物」	同 左
劇物	「医薬用外」及び白地に赤色で「劇物」	同 左

(廃棄)

第10条 管理責任者は、不要になった毒劇物及び保管されている毒劇物のうち使用の見込みがないものについては速やかに廃棄することとし、廃棄にあたっては、法及び毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）で定める廃棄方法の基準により、適切な処置を講じなければならない。

(事故の際の措置)

第11条 取扱者は、その取扱いに係る毒劇物が飛散、漏出、流失、滲出、又は地下浸透した場合において、保健衛生上の危害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに管理責任者に届け出るとともに、必要な応急措置を講じなければならない。

2 取扱者は、その取扱いに係る毒劇物が盗難、紛失、その他の事故が生じたとき又は毒劇物の使用前に計量された総重量が前回使用後総重量と大幅に異なるときは、直ちに管理責任者に届け出なければならない。

3 前2項の届出を受けた管理責任者は、当該学科等の長及び事務局総務課長に、直ちにその旨を報告するとともに、第1項に規定する場合においては適切な措置を講じなければならない。

4 前項の報告を受けた事務局総務課長は、学長にその旨を報告するとともに、直ちに保健所、警察署及び消防機関に届け出る等の必要な措置を講じなければならない。

(細則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

1 この規程は、令和3年1月5日から施行する。

(様式第1号)

毒劇物管理責任者（変更）届

茨城県立医療大学毒物及び劇物管理規程第5条に基づき、毒劇物管理責任者を下記のとおり選任しましたので、届け出ます。

実験室等の名称	(変更の場合は変更前の部屋名) ()
学科等の名称	(変更の場合は変更前の名称) ()
職名	(変更の場合は変更前の職名) ()
氏名	(変更の場合は変更前の氏名) ()

茨城県立医療大学長 殿

年 月 日

学科等の名称

学科等の長の氏名

(様式第3号)

毒物管理簿

実験室等

管理責任者

毒物名 _____

購入時（使用前）の総重量（g） _____ ※1

年 月 日	記録者 (管理責任者 又は取扱者)	※1 使用量(g)	※1 使用後の総重量(g) 廃棄時の総重量(g)	※2 備 考

- ※1 毒物ごとに管理簿を作成すること。
毒物の購入時及び廃棄時は、その総重量を電子天秤等により計量すること。使用時は、使用量と使用後の総重量を0.01gの単位まで記録すること。総重量には容器の重量を含むものとする。
- ※2 備考欄には、毒物を保管する実験室等以外で使用する場合等の特記事項を記録すること。

(様式第 4 号)

劇物管理簿

実験室等

管理責任者

劇物名 _____

購入時（使用前）の総重量（g） _____ ※ 1

年 月 日	記録者 (管理責任者 又は取扱者)	※ 1 使用量(g)	※ 1 使用後の総重量(g) 廃棄時の総重量(g)	※ 2 備 考

- ※ 1 劇物ごとに管理簿を作成すること。
劇物の購入時及び廃棄時は、その総重量を電子天秤等により計量すること。使用時は、使用量と使用後の総重量を 0.01g の単位まで記録すること。総重量には容器の重量を含むものとする。
- ※ 2 備考欄には、劇物を保管する実験室等以外で使用する場合等の特記事項を記録すること。